

第 361 回(令和5年2月)定例会

会派提案意見書案

番号	件名	提出会派
意 1	高病原性鳥インフルエンザの一層の対策強化を求める意見書	自民
意 2	農業・農村の持続的発展への理解醸成、地域計画策定の推進を求める意見書	自民
意 3	教育環境の整備充実を求める意見書	自兵庫
意 4	会計年度任用職員制度の改善を求める意見書	県民
意 5	高齢者を特殊詐欺から守る体制充実を求める意見書	公明
意 6	教育費無償化に向けた教育予算の抜本的拡充を求める意見書	共産
意 7	光熱費の負担軽減を求める意見書	共産
意 8	障害者虐待防止法が規定する通報義務の対象に医療従事者による虐待を加えるよう法改正を求める意見書	維新
意 9	こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額措置の完全撤廃を求める意見書	維新

意見書案 第 号

(自由民主党)

高病原性鳥インフルエンザの一層の対策強化を求める意見書

本県たつの市で11月13日、高病原性鳥インフルエンザの発生が県内の養鶏場で初めて確認された。また今年度は、本県のみならず全国各地でも相次いで確認され、国内の鶏などの殺処分数は過去最多となり、鶏卵の価格が上昇するなど生産者及び消費者への大きな影響が懸念されているところである。このような状況の中、本県では殺処分と焼却、消毒などの防疫措置を実施し、養鶏農家等では警戒を強めている。

これまで国においては、蔓延防止対策等を講じてきたところであるが、国民の健康と食の安全を確保するとともに、多額の損失が生じる恐れがある養鶏農家等の経営安定を図り、更には消費者への不安や影響を払拭するための対策を一層強化する必要がある。

よって、国におかれては、発生原因と感染ルートの早期解明、県などが実施している各種防疫措置等への「家畜伝染病予防費負担金」等に対する国の財政的支援の充実、野生小動物の駆除や防鳥ネットの整備等に要する「消費・安全対策交付金」等について現場の実態を踏まえた柔軟な運用とすることなど抜本的な防疫対策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自由民主党)

農業・農村の持続的発展への理解醸成、地域計画策定の
推進を求める意見書

令和4年5月の農業経営基盤強化促進法の改正により、5年4月1日から「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化され、市町村は市街化区域を除いた区域において7年3月末までに策定することが求められている。地域計画の策定は地域の農業や農村環境の将来を地域住民自身が考える上で重要な取組である。

しかし、担い手不足で農業や集落機能・農村環境を単独維持できない農村も多く、地域の人材だけでは従来の「人・農地プラン」の策定さえも困難な状況である。

加えて、長期化するウクライナ情勢や円安等により、我が国の食料安全保障が脅かされ、農業を取り巻く環境の激変は、農家・農村の将来不安を更に深め、地域の未来を想像する気力や思考力は枯渇しつつある。

一方で、ポストコロナの社会変革やSDGsという新しい価値観は、地方回帰、農村・都市交流、有機農業を含む環境保全型農業への志向等といった形で、消費者・都市住民や事業者等の非農家の主体による農業・農村の課題解決への参画という、農村地域にとって新たな可能性と希望をもたらしている。

このため、農業者を始め、消費者・都市住民や事業者等の非農家も、農業・農村の現状や課題を身近な問題としてとらえ、その役割について理解・共感して、「農」に触れる機会を増やしたり、消費行動を国産中心に転換する等、日頃から行動していくことが重要になる。

よって、国におかれては、農業・農村の持続的発展への国民の一層の理解及び日々の行動変容を促進する機運を醸成する国民運動の展開と、地域計画策定での話し合いをコーディネートする専門家の派遣等に係る予算確保、十分な地域計画策定期間の設定など、地域の実情を踏まえた支援を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(自民党兵庫)

教育環境の整備充実を求める意見書

我が国では急激な少子化が進展しており、児童生徒数の減少により、学校の統廃合を余儀なくされている。また、我が国の学校施設は、第2次ベビーブームに合わせて建築されたものが多く、老朽化が大きな課題となっている。児童生徒の立場に立てば、近くの学校が将来なくなってしまう心配があり、かつ、通う学校は古くて使い勝手が悪い現状にある。

このため、少なくとも児童生徒が安心して快適に過ごせる教育環境を整備することが不可欠である。また、教育環境の充実はひいては少子化対策にも資する。本県では、児童生徒が将来生まれ育った故郷を誇りに思い、故郷に残り、働き、そして住み続けたいと思うためにも、県立学校の環境改善に向け重点的に投資していくこととしているが、教育への投資は未来への投資であることから、国を挙げての一層の取組が必要である。

よって、国におかれては、地方自治体が行う学校施設の環境改善、ICT環境の整備、そして部活動等に必要な環境改善といった教育環境の整備充実にあたり、地方自治体がより迅速かつ柔軟に対応できるよう、財政支援の充実などの支援策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

会計年度任用職員制度の改善を求める意見書

新型コロナウイルス感染症への対応など、多くの行政課題を抱える中で、非常勤職員をはじめとする地方自治体の職員が国民・住民の期待に応え、より質の高い公務・公共サービスを確実に提供していくためには、職員の雇用の安定と賃金・労働条件の改善・確保が不可欠である。

非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保するため、2020年度から会計年度任用職員制度が導入されたが、財源措置が不透明な中で処遇改善には至っていないという声もあり、職務に対する意欲の向上や人材確保の観点からも、会計年度任用職員の良好な勤務環境の確保が必要である一方で、会計年度任用職員については、勤勉手当の不支給や病気休暇の無給といった課題がある。具体的には、人事院勧告等に準じて会計年度任用職員の期末手当の支給月数改定を行っている団体の場合、人事院勧告等による期末手当及び勤勉手当の引上げ分が勤勉手当に配分されると、配分先となる勤勉手当の仕組みが整備されていない会計年度任用職員においては、期末手当の引上げが行われないこととなる。

よって、国におかれては、会計年度任用職員の賃金・労働条件等の実態を把握するとともに、地方自治法の改正をはじめとした制度の改善を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

意見書案 第 号

(公明党・県民会議)

高齢者を特殊詐欺から守る体制充実を求める意見書

県内の令和3年における特殊詐欺の認知件数、被害額は前年から減少していたが、令和4年は令和3年の認知件数を越えるなど、高齢者への被害が広がっている。

コロナ禍で家にいる時間が非常に長くなり、自宅で電話を取る機会が増えたことや、誰かに相談する機会や環境が少なくなったことなどが被害拡大の要因の一つと考えられる。

特殊詐欺の根絶には、防犯機能を有する自動録音電話機等の購入支援、ATM設置場所における警戒などの金融機関と連携した水際対策、犯人の検挙やその背後にいる暴力団などの犯罪組織の実態解明の推進などの取り組みが求められている。

よって、国におかれては、高齢者を特殊詐欺被害から守るため、特殊詐欺を防止できる体制の充実を早急に図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

教育費無償化に向けた教育予算の抜本的拡充を求める意見書

岸田首相は、年頭記者会見で「異次元の少子化対策」を打ち出し、その基本的方向は、(1)児童手当を中心にした経済的支援強化(2)子育て家庭を対象にしたサービスの拡充(3)働き方の改革である。1月の施政方針演説では、中身は4月に発足する「こども家庭庁」で体系的にまとめ、6月に決める骨太方針までに大枠を示すとした。

子どもを持つかどうかは、個人やカップルの自由な選択であることは言うまでもない。問題は、子どもを産み育てたいと願っても、実現することができない現実が続いているということである。2021年の政府調査では、夫婦が理想とする子どもの数は2.25人だったのに対し、21年の合計特殊出生率は1.30に留まった。そして理想の子ども数を実現できない理由の最多は「子育てや教育にお金がかかりすぎる」となっている。過去20年、この理由が一貫してトップである。

ところが、日本の公財政教育支出はGDP比2.8%(2019年)でOECD加盟37カ国中36位と最低水準となっている。異次元の少子化対策というなら、教育予算の抜本的増額が必要である。

よって、少子化対策のためにも大学学費等の無償化、奨学金制度の拡充、学校給食の無償化など、教育費無償化に向けた教育予算の抜本的拡充を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(日本共産党)

光熱費の負担軽減を求める意見書

円安・世界情勢を背景に、食料品、生活必需品などの価格高騰に加え、電気代・ガス代の高騰が生活苦に拍車をかけている。昨年 12 月の消費者物価指数は、41 年ぶりに前年同月比で 4.0% 上昇し、1 世帯当たり 14 万円もの負担増になっている。

今年 1 月、政府は総合経済対策のひとつとして、事業者への「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を実施し、国民の負担軽減を図るとした。

しかし、その補助額は、一般家庭で、電気代 7 円/1 kWh、ガス代 30 円/1 m³ であり、電力消費量 260 kWh/月、都市ガス利用量 30 m³/月の家庭の場合、その軽減額は電気代月 1,820 円、ガス代月 900 円にとどまり、電気・ガス代の 2 倍近く的大幅な値上がりに全く追いついていない。

内閣府が 2022 年 10 月に行った「国民生活に関する世論調査」では、「生活状況は 1 年前と比べて低下している」と答えた割合は 2021 年 9 月の 25.9% から 32.6% に上昇し、「今後、政府が力を入れるべきこと」として、「物価対策」と答えた割合は 64.4% であり、昨年の 32.9% から倍増している。

よって、国におかれては、物価高騰による生活苦の軽減のため、電気代・ガス代の抜本的な負担軽減策を実施されるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

障害者虐待防止法が規定する通報義務の対象に医療従事者
による虐待を加えるよう法改正を求める意見書

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）は、障がい者への虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的として平成 24 年 10 月 1 日に施行された。

この法律では、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課しており、障がい者虐待の防止に関する国民の理解は着実に進み、相談・通報件数は年々増加傾向にある。

また、障害者福祉施設に対して虐待防止委員会の設置など虐待防止のための措置を行うよう求めており、障害者虐待防止法の施行前と比べて虐待を未然に防ぐための体制整備は格段に進められている。

しかしながら、神戸市において精神科病院での卑劣な虐待事件が発覚するなど、看過することができない痛ましい障がい者虐待事件がいまだに発生している。精神科病院における虐待については、精神保健福祉法改正案が 2022 年 12 月に可決され、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に速やかに都道府県等に通報することを義務付けたが、その他の医療機関における障がい者への虐待については、通報義務等の適用対象から除外されたままである。虐待事件を未然に防止するためには、障害者虐待防止法に規定する虐待発見時における通報義務の対象に医療従事者による虐待についても加える必要がある。

よって、国に対し、虐待発見時の通報義務の対象に、医療従事者による障がい者虐待を加えるよう障害者虐待防止法の改正を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額
措置の完全撤廃を求める意見書

今後も急速な少子高齢化が進む中で、長寿社会をしっかりと支えていくためには現役世代に十分な投資を行うことが極めて重要である。特に収入や資産の少ない若い世代が安心して結婚・子育てができる環境を整備することは急務であり、各地方自治体においてニーズに合った子育て世帯への大胆な負担軽減を行い、少子化対策の強化を図らなければならない状況である。

しかし、地方自治体が行っている独自のこども医療費助成については、少子化対策に関する重要な施策であるにもかかわらず、国民健康保険の国庫負担金が減額されるという不合理なペナルティが課せられており、施策推進の大きな支障となっている。

未就学児までを対象とする医療費助成については平成 30 年度より国民健康保険の国庫負担金の減額措置を行わないこととされたものの、就学後のこどもに対する医療費助成に係る減額措置は残され、各自治体の施策推進だけでなく、財政にも大きな影響を与えている。

よって国におかれては、地方の声を真摯に受け止め、子育て支援の観点から、地方自治体が行うこどもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額措置を直ちに完全撤廃するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。